# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
23	自立支援医療(育成医療)に関する事務書	基礎項目評価

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

瑞穂町は、自立支援医療(育成医療)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

自立支援医療(育成医療)に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を チェックシートを用いて確認することとしている。

#### 評価実施機関名

瑞穂町長

#### 公表日

令和7年1月10日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務			
①事務の名称	自立支援医療(育成医療)に関する業務			
②事務の概要	当該事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務である。 心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減することを目的として自 立支援医療制度を実施している。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①育成医療の資格情報、診療報酬管理 ②情報提供ネットワークシステムへの育成医療データの提供			
③システムの名称	自立支援医療システム			
2. 特定個人情報ファイル名	3			
自立支援医療費情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第 9条第1項 別表 117の項			
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠)80、144の項 (情報照会の根拠)145、146の項			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	福祉部子ども家庭センター課			
②所属長の役職名	課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求			
請求先	〒190-1292 瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地 企画部総務課文書法制係 電話042-557-7495(直通)			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	〒190-1211 瑞穂町大字石畑1970番地 福祉部子ども家庭センター課母子保健係 電話042-557-5098 (直通)			
9. 規則第9条第2項の適用	目 [ ]適用した			
適用した理由				

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人未満(任意実施) ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和64	年10月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満
		令和64	年10月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	<b>・・機関については、それぞ</b> れ	れ重点項目評価書	又は全項目評価書において、リス・	ク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワークシス	ステムを通じた入	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		]	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通	じた提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		1	]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	登録や副本登録の際には、本 又は住所を含む3情報による! 業が介在する局面(データベー	く人からのマイナン/ 照会を行うことを厳ラ スの入力、申請書	事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー ドー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報 守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作 等の保管、申請書等の廃棄等)においても複数人での リスクへの対策は十分であると考えられる。		
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	査 [ ] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	1	]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正な</li><li>5) 不正な提供・移転が行</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li></ul>	れるリスクへの対策 事務に必要のない 不正に使用される! は使用等のリスクへの すわれるリスクへのな システムを通じて日 システムを通じて不 い・滅失・毀損リスク	情報との紐付けが行われるリスクへの対策		
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	有する個人情報等管理規程等 全管理措置等を講じるとともに クアップを保管している。また、	等に則り、漏えい・滅 こ、特定個人情報ファ 、職員に対し教育研	、方針、瑞穂町情報セキュリティポリシー、瑞穂町が保失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安ァイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バッ修を実施しており、これらの対策を講じていることから、策は「十分である」と考えられる。		

#### 変更箇所

<b>叉</b> 类回:	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在 させる作業、11. 最も優先度が 高いと考えられる対策		評価書記載のとおり	事後	令和6年10月1日から様式が 変更されたため
令和7年1月10日	I 関連情報 3. 個人番号の	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と いう。) 第9条第1項 別表第一 第84項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と いう。) 第9条第1項 別表 117の項	事後	番号法が改正されたため
令和7年1月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条 別表第二 56の2の項、108の項、109の項、110の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 (情報提供の根拠)80、144の項 (情報照会の根拠)145、146の項	事後	番号法が改正されたため
令和7年1月10日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署	福祉部健康課	福祉部子ども家庭センター課	事後	令和6年10月1日付け組織改 正のため
令和7年1月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒190-1211 瑞穂町大字石畑1970番地 福祉 部健康課健康係 電話042-557-5072(直通)	〒190-1211 瑞穂町大字石畑1970番地 福祉 部子ども家庭センター課母子保健係 電話042- 557-5098(直通)	事後	令和6年10月1日付け組織改 正のため
令和7年1月10日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数 及び2.取扱者数	令和3年9月1日	令和6年10月1日	事後	時点修正のため